指定事業所が運営規程に規定しなければならない事項

※以下のサービスに関しては、町が定める基準（要綱）で下記のように定めています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | | 運営規程に規定しなければならない事項 |
| 訪問型サービス | 介護予防訪問介護相当  （現行相当サービス） | ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額  ⑤通常の事業の実施地域  ⑥緊急時等における対応方法  ⑦その他運営に関する重要事項 |
| 訪問型サービスＡ  （緩和した基準による） | ※現行相当サービスに同じ  （①～⑦を記載のこと）  明和町が示す運営規程（参考例）を参照のこと |
| 通 所 型 サー ビ ス | 介護予防訪問介護相当  （現行相当サービス） | ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④サービスの利用定員  ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額  ⑥通常の事業の実施地域  ⑦サービス利用にあたっての留意事項  ⑧緊急時等における対応方法  ⑨非常災害対策  ⑩その他運営に関する重要事項 |